

「世田谷区がん対策推進条例」(案)について

(付議の要旨)

パブリックコメント等における区民意見を反映した世田谷区がん対策推進条例の案(以下、「条例案」という。)を取りまとめたので、報告する。

1 主旨

平成26年7月17日開催の政策会議において決定した「(仮称)世田谷区がん対策推進条例の素案」について、パブリックコメント等を実施した。

このたび、パブリックコメント等でのたばこ対策に対する区民意見を反映し、「世田谷区がん対策推進条例」(案)を取りまとめたので、報告する。

2 区民意見の聴取について

(1) パブリックコメント

実施期間

平成26年8月1日から8月22日まで

提出された意見の数及び内容

件数 86件

検診体制・内容への要望、たばこ対策への賛否等が多かった(別紙1参照)。

内 訳	
条例制定に対する賛否	6件
がん対策全般について	8件
がん予防について	3件
たばこ対策への賛否	9件
検診体制・内容への要望	20件
口腔ケアについて	1件
事業者の役割について	2件
相談支援の整備への意見	5件
情報提供に関する要望	3件
がん教育について	2件
その他	27件

(2) ワークショップ

実施日

平成26年10月18日(土)

参加者

9名

検討結果

以下の3つの課題について、区への提案がまとめられた（別紙2参照）。

ア がん検診の受診率向上について

イ がんの予防・がんに関する正しい知識の普及・がんに関する教育の進め方

ウ 患者の方やその家族への支援をどのように進めるべきか

### 3 条例案

区民意見や区議会及びがん対策検討委員会での議論を踏まえ、条文の文言整理を行い、下線部を変更した（別紙3参照）。

ア がん教育（第3条・第10条）について

がん教育については、決まった内容はなく、各自治体が独自の内容で行っているため、一般的な表現に改めた。

がん教育 がんに関する教育

イ がんを発生させる原因について（第7条）

「ウイルス等の感染等」を加えた。

ウ たばこ対策について（第7条）

たばこ対策については、賛否両方の意見が寄せられたため、国や東京都の計画で示されている内容に沿った表現に改めた。

区民の喫煙率の低下 禁煙を希望する区民を支援することによる喫煙率の低下

受動喫煙 受動喫煙（健康増進法第25条に規定する受動喫煙をいう。）

### 4 今後のスケジュール

平成26年11月11日 福祉保健常任委員会

11月15日 区のおしらせ（パブリックコメント結果）

11～12月 第4回区議会定例会で条例案提案

27年2月 がん対策推進条例PR講演会

4月 1日 条例施行